

別表第三 集じん装置を設置するばい煙施設等(第二十三条関係)

ばい煙施設の種類と規模	区分	集じん装置
一 ボイラー(伝熱面積が五平方メートル以上のものに限る。)	木屑くずを燃料として使用するもの	遠心力集じん装置(マルチサイクロン方式のものに限る。)又はこれと同等以上の性能を有するもの
	微粉炭を燃料として使用するもの	電気集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
	その他の石炭を燃料として使用するもの(一日当たりの使用量が一トン以上のものに限る。)	遠心力集じん装置(マルチサイクロン方式のものに限る。)又はこれと同等以上の性能を有するもの
	重油を燃料として使用するもので自家用電気の発電を行うもの	遠心力集じん装置(マルチサイクロン方式のものに限る。)又はこれと同等以上の性能を有するもの
二 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙ばい焼炉又は焼結炉		洗浄集じん装置、ろ過集じん装置又はこれらと同等以上の性能を有するもの
三 金属の精錬の用に供する転炉		ろ過集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
四 金属の精錬の用に供する平炉		乾式電気集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
五 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(羽口面断面積が〇・五平方メートル以上であるか又は重油用バーナーの容量が一時間当たり五十リットル以上のものに限る。)		洗浄集じん装置、ろ過集じん装置又はこれらと同等以上の性能を有するもの
六 金属の鑄造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉(重油用バーナーの容量が一時間当たり四百リットル以上のものに限る。)		遠心力集じん装置(マルチサイクロン方式のものに限る。)又はこれと同等以上の性能を有するもの
七 溶融亜鉛めっきの用に供する加熱炉(火格ごう子面		洗浄集じん装置、ろ過集じん装置又はこれらと同等以上の性能を

積が一平方メートル以上であるか又は重油用バーナーの容量が一時間当たり五十リットル以上のものに限る。以下八の項及び九の項に掲げる施設において同じ。)		有するもの
八 ガラスの製造の用に供する加工炉		遠心力集じん装置(マルチサイクロン方式のものに限る。)又はこれと同等以上の性能を有するもの
九 アスファルト用骨材の乾燥の用に供する乾燥炉		遠心力集じん装置と洗浄集じん装置の併用方式によるもの
十 製鋼の用に供する電気炉		ろ過集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
十一 廃棄物焼却炉(火格ごう子面積が二平方メートル以上のものに限る。)	総排出物量が一時間当たり四万立方メートル以上(バッチ燃焼方式のものにあつては二十万立方メートル以上)のもの	乾式電気集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
	総排出物量が一時間当たり四万立方メートル未満(バッチ燃焼方式のものにあつては二十万立方メートル未満)のもの	遠心力集じん装置(連続式及びバッチ燃焼方式のものにあつてはマルチサイクロン方式のものに限る。)又はこれと同等以上の性能を有するもの

備考 指定作業場については、一の項及び十一の項に限り適用する。